

第六節 俗風考

をなすと云ふ生活困難の状態

沿江の埠頭に亘り毎夜をかりて、各埠頭の船員に有病者を尋ねる。その結果によれば、被調査者の半数以上は、健康の良否については、從事せる調査員は勿論、醫學的専門家ではないので、不具者の如きに對しては直覺的に判つても健康の良否については、診斷的の調査は出來ない。たゞ、被調査者の申告に據るると、尙ほ素人目でも疾患の判る範圍に止まるのも已むを得ま

然は被調査者男女三六三人にしての健康の良否を擧ぐると左の如くである。

も不健者にして比例は四割三分八厘に當つてゐる。左に性別年齢別に依る健康状態を表はすことにする。

と半過以上は健康不良のもので、前節に於て浮浪に陥る原因を説いたが、其の原因の中でも不具その他疾病と云ふ生理的缺陷に陥りされたルンパンに陥るものが多いのである。兎にかくかうした老齢者が斯くまで酷い浮浪生活に漂ふ其の實情を眺めては方々に無告の窮民であつて轉た測隱の思ひに堪へないのである。

二 不健康者との種類

不健康者「五十九人の容態を見るに、不具疾の外に疾患に罹るもの病類別は拾九種にして、此等の中で最も多數に上ものは不具疾の四拾人であり、不健康者全體に對し一割五分一厘の割合に當る、次は神經痛に罹るもの二三人で一三・九〇に當り、脳溢血に因る中風が一四人の八・八〇%に當り、脳病と云ふもの一三人、八・二〇に當り、心臓病一人の六・九〇に當る、花柳病に罹るもの九人にして之が比例は五・九〇%その他脚氣七人精神病六人此の以外の類ひは次に掲ぐる性別に依る病類別を一覽されたい。

病名別	男	女	計	比率%
不具疾	三九	一	四〇	二五・二
精神病者	六	一	六	三・八
脳膜症	一	一	二	一・〇
中風	一三	一	一四	八・八
神經痛	四	一	五	二・五
心臓病	二	一	三	一・〇
脚氣	七	一	八	一・〇
精神病	一	一	二	一・〇
眼疾	一	一	二	一・〇
鼻炎	一	一	二	一・〇
咽喉病	一	一	二	一・〇
皮膚病	一	一	二	一・〇
花柳病	一	一	二	一・〇
腎臓病	一	一	二	一・〇
胃腸病	一	一	二	一・〇
肝臓病	一	一	二	一・〇
肺結核	一	一	二	一・〇
アルコール中毒	一	一	二	一・〇
計	一四九	一〇	一五九	一〇〇・〇

三 健康状態の比較

社會の進歩と情勢に促がされて保健の施設は發達してきた。然らば浮浪者の如きも其の進歩に恵まれて、昔の浮浪者と今のルンパンと較べれば昔の浮浪者よりも今のほうが、健康状態が勝つて居らうが、茲に今から拾七年の昔に當る大正拾一年二月に本局では浮浪者の調査を行つた、其れから拾年前の昭和三年にも調査を行い、更に今回も行つたが、此の三回の調査によつて現はれた浮浪者の健康状態を比較して見やう。

(五)	健康ノ良ナルモノ	同不良ナルモノ	計
大正拾一年 二月 比例	一三一人	一二二人	二五三人
昭和三年 月 比例	五一・九〇	四八・一〇	一〇〇・〇
六月 比例	五四一	二三一	四七三
昭和拾二年 一月 比例	五〇・九五	四九・〇五	一〇〇・〇
昭和拾二年 一月 比例	五・六二〇	一五九	三六三
計	一四九	一〇	一五九

以上の如く大正拾一年には不健康者の比例は四八・一〇%に當り、昭和三年には四九・〇五%の割合に當り、同拾一年には四三・八〇%に當つてゐる大正拾一年より昭和十二年に至るまで拾六年を通じて觀るに、不健康の状態に在りながら野宿をして居る哀れなものは四八・一〇%から次は稍々高率となり本調査に於ては幾分の低下を見るも四三・八〇と云ふ率を現はし即ち百人の中の四十三人八分までは不健康者である。

第七節 兵 役 關 係

從來は浮浪者の調査を行つても兵役關係を調べなかつたが今や日支事變の折柄である、故に本調査に於ては浮浪者と兵役關係を調べ彼の宿ナシと謂はれ、流轉の境遇にある者でも、必ずやその幾分は兵役に關係を有するものがあらうと想像したのである。

而して本調査の結果によれば、男子三百四拾三人の中で兵役に關係なき者は二百八十一人に上り、亦、年少にして徵兵適齢以前のもの一五人を見る。尙ほ兵役關係不明のものは三人にして、之等を除きたる四拾三人のもの、此比例一割三三分六厘に當るものは何れも兵役の關係を有するもので(一)第一補充兵一七名、(二)第二補充兵一〇名、(三)豫後備六名であつた、此等兵役に關係ある者は悉く二拾一歳以上四拾歳以下のものである。左に年齢別に依る兵役關係を表はして見やう。

兵役關係別年齢別浮浪者數

	二十歳以下	二十一歳	二十二歳	二十三歳	二十四歳	二十五歳	二十六歳	二十七歳	二十八歳	二十九歳	三十歳	三十歳以上	計	比率%
無 適齡前ノモノ	一	三	四	六	七	十	一	一	一	一	一	一	二一	八・一
第一補充兵	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・四
第二補充兵	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・〇
豫後備役	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・六
不 明 計	二	三	四	六	七	十	一	一	一	一	一	一	一	一・八

第八節 配 偶 關 係

三百六拾三人の配偶關係は之を(一)未配偶者(二)有配偶者(三)既配偶者と斯の如く三つに分けて見ると、未配偶者は男一五五女三(一五八人)にして此の比例は四三・五〇%に當り、有配偶者は男一五女三(一八人)比例四・〇〇%に當る、既配偶者は(イ)死別男七七女一二(八九人)(ロ)離別男八九女三(九二人)である。

此の外に配偶關係不明のもの六人を見るのである。

處で(一)の未配偶者について見るに二拾歳以下の者は勿論のこと三拾歳を超へても未配偶者で過すのは敢て不思議ではない。然し、四十歳を超へ尙ほ歳を累ねて五十歳又は六拾歳を超へ、猶も七十歳に及んでも妻を娶つたことのない者がある。之等の初老であり老齡に達しても、所謂「めをと」の縁を結むだことのない人々は、其の既往に於て家庭を設くる資力のない貧しいもので、寔に心淋しき人生を過したものである。有配偶者は前述の如く男一五女三(一八人)であるが調査に於て、本所練町省線ガード下に一組の夫婦を見出したのみで。他是妻あり夫を有すると云つても、生活困難から夫婦は同棲が出来ないで、妻は他家又は實家に身を寄せるとか、或は暫らく夫婦は別れ離れになり、妻は木質宿に夫はおかもで夜を撤するとか、又は夫に扶養能力がないので其の妻は何れか逃げ去るなど、孰れにするも戸籍上では夫婦であつても、實際では夫婦の縁を結むでゐないのである。

既配偶者の中で死別せるものは男七七人女十二人にして、合せて八拾九人に上つてゐるが、人生として夫に逝かれ妻に死なされるのは偕老の契りを破られ、その生活は滂沱として淋しきものである。況んやその日暮しの貧しい者で夫を喪つては妻は恰も家の柱を抜かれたと同様で、忽ち生活は崩れ出し行詰つた果てが浮浪に陥るのである。本調査によつて見る

も女ルンペニ十二人の中で拾一人までは夫と死別をしたもので、そうして現在の年齢は何れも四一歳を超へたもので、即ち、四一一五〇のもの一人、五一六〇のもの七人、六一十七〇のもの一人であり、七拾一歳以上のものが二人ある。亦妻に死別せるものと其の現在年齢を見ると、二一ト三〇のものは三人、三一四〇のもの八人、四一一五〇のもの一九人、五一六〇のもの一二一人、六一十七〇のもの一九人、七一歳以上のもの六人にして、年齢別から云ふと四十一歳以上の方に妻に死なれたものが割合が多い、要するに之も貧乏ではあり妻には死なれたので、心が崩れ出し或者は自暴自棄から、或者は妻なき後ちは放逸に奔り、或者は家庭の締めくくりが緩むなど、遂には酷く落ぶれてルンペニの群れに流れ込むだのであらう。

離別をなせる者は前述の如く男八九人、女三人合せて九拾二人であるが、之等の現在年齢を見ると死別に該る者とはいさゝか觀點を異にするところがある、其れは離別に該る者は比較的に（男子）血氣のもの又は働き盛りの年頃で妻と別れてゐる、故に年長者ほど離別が少ないのである。

妻と離別せるもの二一一三〇が二人、三一十四〇が二五人、四一一五〇の二九人、五一六〇の一七人、六一十七〇の五人、七一歳以上一人である。斯の如き年齢別の上から考察すると、夫であつた男が現に働き盛りの年頃で浮浪の淵に沈むのを見ても、その男自體に獨立自營の可能性がないのに矢鱈に妻を娶とる。然るにその妻を人並に扶養する能力がなく、何日も貧しい生活に追はれるので、妻に愛想を盡され离る離別と云ふよりも妻に逃げ去られた者が多いであらう。亦離別の中には失業或は事業の失敗その他悲しい事情から生活が破壊され、已むなく夫婦協議の上の離婚もあらう。左に性別並に年齢別に依る配偶關係を表はすことにする。

配偶關係	性別	年齢別							男・女計	合計	比率%
		二十歳以下	二一三〇歳	三一四〇歳	四一五〇歳	五一六〇歳	六一七〇歳	七一歳以上			
未	男	二五	三五	四五	五五	六五	七五	八五	一五	一五	二・四
未	女	二	三	四	五	六	七	八	一	一	一・三
離別	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
離別	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
不明	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
不明	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
計	男	二	三	四	五	六	七	八	一五	一五	二・四
計	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
有	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
有	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
死別	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
死別	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一

因に昭和三年施行の浮浪者調査に於ける配偶關係は左の如くである

配偶關係	性別	年齢別							男・女計	合計	比率%
		二十歳以下	二一三〇歳	三一四〇歳	四一五〇歳	五一六〇歳	六一七〇歳	七一歳以上			
未	男	二三〇人	四八・六二	五・二九	一・三五	一・七五	二・八五	三・〇〇	一五	一五	二・四
未	女	二五	一〇一	一〇〇	一三	一四	一五	一六	一六	一六	一・三
離別	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
離別	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
死別	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
死別	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
累ネタルモノ	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
累ネタルモノ	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
不明	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
不明	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一
計	男	四七三	一〇〇〇〇	二・四							
計	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一

第九節 親族關係

一 親族の有無

暗い弱しく掩はれた浮浪者の中には父母兄弟その他の親族に繋り、其れを頼りに浮浪の境涯から脱け出やうと望む者もある。然らば彼等の如き漂泊の淵を流れ歩く者とその親族の關係を知らねばならぬ。

三百六十三人に就て親族の有無を調べると（一）親族を有する者は二五四人にして此の比例は六九・九〇%に當る、

(一) 親族の無きもの一〇三人にして此の比例は二八・四〇%に當つてゐる (二) 親族有無不明の者六人であり、一・七〇%に當る。

更に此の親族の有無につき年齢の上から見ると、年少の者ほど親族を有し年の長けるに伴ない漸く親族の絶へるものと見へ年長者は割合に親族の無きものが多い。即ち、二拾歳以下の者拾七人の中で親族を有するもの拾六人に上り、九割四分一厘に當るものは親族を有するのである。二一歳一二〇歳のものは七割五分三厘に當るものは親族を有してゐる。三一歳一四〇歳の者は七割八分三厘に當る、亦四一歳一五〇歳の者は六割六分七厘に當るまで何れも親族を有してゐる。五一歳以上六〇歳のものは五割七分に當るまで六一歳から七〇歳のものは三割七分まで、七一歳以上は五割五分五厘に當るまで斯の如き割合で親族を有してゐる。茲に性別並に年齢別に依る親族有無の表を掲ぐることにする。

金言集卷之二

處で此の親族をもつ者が其の親族に縋れば悉く扶養を被むり、浮浪の淵から這ひ上れよう乎、之が大なる疑問であつて、即ち第一に扶養を希望しても先方が貧しい者で扶養の可能性がないもの、第二に親族に扶養の可能性はあつても自墮落から浮浪化したものは過去に於て其の親族に物質的に或は情誼的に可成の世話を受け、尙ほ物心共に迷惑を與へたであらう、斯る事情に由るものは親族から既に義

絶されてゐる、第三 扶養能力のある親族でも諺に言ふ人情は紙より薄き世の中である、現に没落から墮落の道程を辿り行く者に對しては一瞬たりとも近寄らせない、第四 繼母若くは腹の異なる兄弟などの間には情誼の淡い者がある、斯る家庭と生育に缺陷があつては、其處を扶養の的には出來ない、其の他種々の事情から親族に倚頼の出來ないものがある。

三 比較的に観る親族の有無

三〇

本局に於て大正拾一年一月施行の市内浮浪者調査と尙ほ昭和三年六月施行せる特定地域の浮浪者調査と、更に本調査に於ける親族の有無を比較的に表はせば左の如くである。

大正十一年 二月	比例	有ルモノ			無キモノ	不詳	計
		実數	一一九	一二三			
昭和三年 六月	比例	四七・〇〇	一一二	四八・六〇	四二・七〇	五六・〇三	一・二七
同拾二和拾 一月	比例	二五四	二六五	一〇三	一〇三	一〇〇	一〇〇
		六九九〇	二八・四〇	一・七〇	一・七〇	一〇〇	一〇〇

前記の如く大正拾一年には有るもの四割七分、昭和三年には四割二分七厘、同拾二年には六割九分九厘に上る、斯の如く本調査に於いては親族をもつ者が多いために昔の浮浪者と今の者とは素質に異なるものがあり、亦時代の情勢は親族關係に扶助的連鎖が段々と緩むで來たものと看做せる。

第十節 浮浪期間

一 浮浪期間と年齢關係

住居不定の身空らとなり諸方を徘徊し、或る夜は宿泊所に泊り、或る日は木賃宿に滞在し、亦或るは夜は野宿をするなど浮浪の境涯に處するもので、然も現に野宿をなせる三百六拾三人に就き其の浮浪期間を調べると實人數八拾六人比例二三八〇%に當るものは一年未滿に亘る浮浪期間である。一年以上五年以下の者が最も多く百六拾人に上り四割四分一厘に當り、次は六年以上拾年以下のもの四拾七人の一割一分九厘、拾二年以上拾五年以下のもの三拾一人にして比例は八分五厘の習性は培はれるので、年を累ねると共に更生の機會を失なひ、遂には敗残者として一生を畢るものもある。

更に浮浪期間と年齢關係を見るに（一）二拾歳以下のもの拾七人の中で不明二人を除きたる拾五人のものは一年以下五人、一年以上五年の拾人にして、其れ以上に亘る者はない（二）二十一三〇歳のもの五一人の中で一年未滿二三人。一年以上五年のもの二〇人、六年以上拾年以下三人にして之れ以上に亘るものなく、（三）三一四〇歳のもの八三人の中で一年一年未滿二三人、一年以上五年以下のもの三六人、六年以上十年以下一三人、十二年以上拾五年以下五人、十六年以上二十年以下一人であり（四）四一一五〇歳のもの九〇人の中で一年未滿のもの一一人、一年以上五年四六人、六年以上拾年一七人、十一年以上拾五年九人、拾六年以上二拾年二人、二十六年以上三拾年一人であり（五）五一六〇歳のもの七九人の中で一年未滿一五人、一年以上五年三〇人、六年以上十年八人、十二年以上十五年一三人、十六年以上二十年三人、二十一年以上二十五年一人、三拾一年以上のもの一人（六）六一七〇歳のもの三四人の中で一年未滿四人、一年以上十五人、六年以上十年四人、十二年以上十五年四人、十六年以上二十年三人、二十六年以上三十年以下一人である（七）七一歳以上のもの九人の中で一年未滿四人、一年以上五年のもの三人、六年以上十年のもの一人にして之れ以上に亘るのは一人もない。

此の浮浪期間と年齢關係を見ると、少青年の時代に浮浪の淵に陥ると環境の悪化と浮浪の習性から、その儘で永く浮浪の淵に漂ひ、更生しない者が割合が多い。即ち、現に三十二歳以上四十歳以下のもので拾一年以上拾五年の永い間に亘り

浮浪を続けるものが五人と、尙ほ拾六年以上に及ぶものが一人を見る。之等は其の年齢の上から觀るも、或ものは二拾歳以下で、亦或者は二拾歳を超へた頃から何れも浮浪に陥り、修養と活動期とを空しく経過してゐる、其の他四拾一歳五十歳に至る年頃の者でも同断である。處が、現に七拾一歳以上の者では永くて六年以上拾年以下の間に亘り浮浪を續くるもので、青壯の時代から此の淵に漂ふものではない。故に斯る老齢に當りながら、今や宿ナシの哀れな身空らに在るものには、過去の時代に於ては活動の旺盛期は勿論のこと、亦働き得る限り相當の年頃までは正しき生業に依つて、どうやら生活の平穏を辿つたらしい。然るに者ひて財なく、剩ざへ労働能力は鈍り、不遇の波には押され斯くして今では殘敗者として浮浪に漂泊するものと看做さねばならぬ。

左に浮浪期間と年齢關係の一覽を表はせば次の如くである。

浮浪期間ト年齢

	10歳以下	二十一歳	二十二歳	二十三歳	二十四歳	二十五歳	二十六歳	二十七歳	二十八歳	二十九歳	三十歳	三十一歳	三十二歳	三十三歳	三十四歳	三十五歳	三十六歳	三十七歳	三十八歳	三十九歳	四十歳	四十歳以上	男女計	合計	比率%	
一年未満男	四	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	八	三八	
一一五年女	九	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一十年男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一十五年女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十六—二十年男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十一—二十五年女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六—三十年男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三一一三五年男女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不 明 男	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不 明 女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不 計	七	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二 比較的に觀る浮浪期間

本局に於て昭和三年六月施行せる浮浪者調査と今回に於ける調査に依る、各浮浪期間を比較すると、昭和三年には浮浪期間一年未満のもの最も多く其の比例は五割七分二厘に當る、而して本調査に於て最も多きは一年以上五年以下のものにして比例は四割四分一厘に當り、昭和三年に於ては一年以上五ヶ年以下のものは二割二分強であつた、次に昭和三年には六年以上拾年以下のもの一割二分八厘弱であつたが、本調査に於ては一割二分九厘に當り、殆んど數は同じである、昭和三年には拾一年以上拾五年以下のもの僅かに一分一厘弱であつたのに、本調査に於ては八分五厘に上り、拾六年以上二拾年以下のもの一分二厘七毛から一分五厘に、二拾一年以上三拾年のもの二厘一毛から五厘に、三拾一年以上のものは昭和三年に於ては一人もなく本調査に依つて一人を見るのである。要するに浮浪期間に就ては往年調査の當時より長期に亘るもののが増してゐる。浮浪期間の比較を表はすと左の如くである

浮浪期間	昭和三年六月	同拾二年拾一年
一年未満	二六〇人	五七・二六%
一年—五年	一二八	二二・〇一
六年—十年	六〇	一二・七八
一一—十五年	五	一・〇六
十六—二十年	六	三一
二一年—三十年	一	八・五〇
	二	二・五〇
	二	〇・五〇

三一年以上

二

〇・五〇

三四

不 合	一 三 四 七 三	一 一 七 九	二 六 一 〇 〇 〇	七 一 〇
--------	-----------------------	------------------	----------------------------	-------------

第十一節 職業關係と生活方法

一 生 活 の 方 法

一概に宿ナシでらり浮浪者であると云つても、其の生活實情と又生活の方法は種々なるもので、普通に想像されるやうに穿がち乞食やヅケをあさる（残食物）者のみではない。即ち、中には生業を有する者もあり、亦生業を離れて物貰ひその他の不生産的所爲により生活をなす者もある。斯うして彼等の生活方法は二つに分れてゐる。故に之を大分類によつて觀ると（一）有職者（二）無職者となる。

前者の職業を有する者が怎うして野宿をなすかと云へば、勿論收入が少額であつたり、又は不就業の場合に際したときは、彼の有料の宿泊所だの俗に云ふ木賃宿には泊れない、尙ほ無料で宿泊の出来る社會施設は在つても稼牆の地域と其の施設地域に距離等の地理的關係と、更に生活實情に即するかどうかと云ふ自己獨斷主義から其の施設を利用しない者もある、斯うした事情から野宿で夜を徹する者が絶へない。

後者の不生産的の者は云ふまでもなく、素々乞食だの物貰ひであり、或は搔拂ひ等の犯罪によつて生活の資料を得る徒であるから、其の生活は格外に素れ中には蓬頭垢面の醜い態となり、亦或者は浮浪の習性が募り、いかにしても人並の生活が出來ないで蹣跚として諸方を徘徊して行き當り放題に自己の都合よき場所を覗ひ其處を墙らに浮寝をすると云ふ哀れにもまた始末に困る社會的の異分子である。

さて之が浮浪者の生活資料を得る方法を要約的に説けば三つに分れてゐる。

（一）雇傭に依る勞務若くは自から稼ぎの途に就くもの、之等の其一つは即ち労働賃金を得るのであり、その二は自から爲す事業の所得に依るものである。

（二）他人より金品の施與に依るもの、即ち乞食物貰ひの所爲に依り生活の資料を得るもの

（三）犯罪又は不良行爲に依り生活の資料を得るもの

因に以上の如く截然と分類するのが原則的である。然し、彼等は其の日によつて生活の方法を變へる場合がある。其れは今日は拾ひ屋を稼ぎでも、次日の日は日傭人夫に變はるが如き、生活實情が即生活に際し方法を轉換交錯する場合がある而して（一）の雇傭に依るもの若くは自から稼ぎの途に就くもの等は更に之を三つに分ける。

（イ）雇傭に依る勞務（ロ）自から商業又はその他の營利に從事するもの（ハ）自から價値化的の物品を拾得して利益を收めるもの

（イ）の雇傭に依る勞務はその業が數種に分れてゐる。其れは（一）追かけ（二）流し（三）輕子とビラ配りなどである（一）の追かけと云ふのは大正の末頃までは之に從事する者が未だ却々に多かつた、處が其の後文化の流れて現はれたトラックに壓倒され此の追かけなるものは減切り少なくなつた。然し、今でも絶無とは云はれない。此の種の仕事は橋の際だの又は荷車の通過する場所に佇立してゐて荷車の後押しおそり、若くは其の場所から或る場所まで荷車を輶くもの、又は引越請負業者に傭はれて引越の手傳に使はれるなど何れも臨時的に傭はれるものを云ふ。

（一）のナガシは前者の追かけと違ひ橋際だの坂路その他の場所に佇立して仕事を俟つのではなく、街路を徐々に歩き廻はり荷車輶の仕事を覗ふので「流し」と云ふ。因に前述の如く此の種の所謂拾ひ仕事はトラックに壓倒されたが今はガソリン使用節約から荷車使用が再現する傾向が見へるので、又も流しの數が増すであらう。

（二）の輕子は之も時代の波に押流されて其の數は減切り減つては來たがそれでも魚市場と野菜市場だけは輕子の姿が消へないのである、此の輕子は市場に集まる魚屋だの八百屋に傭はれ荷物の運搬に從事せるもので、恰も停車場に於ける赤帽に似寄つてゐる、其れで此の輕子だけは俗に云ふセクリでは出來ないのが原則であつて、昔は輕子社會に親分が

あり、主従關係が結ばれて此の親分の手で輕子に荷物が振り當てられたもので、今でも其の型が残り輕子を儲ふ荷主は同一で固定的になつてゐる。

(四) ピラ配りは大正時代に廣告人夫と云つたもので、元綿がおて此の元綿に儲はれて彼の映畫の廣告行燈を背に負ひ其處彼處を歩くもの、又は街頭に立つて廣告ピラを撒いたのである。處が此頃では此の廣告人夫だのピラ配りは殆んど姿を消したが其のかわりチンドン屋に儲はれて、ドンチャアが騒ぎの行列に加はり旗をかついで歩き廻はるチンドン屋の人夫に化してきた。

以上の中で(一)の追かけと(二)の流し(四)のピラ配りは何れも世に謂ふ「立ちん坊」であつて、長時間の労働には耐へられない者が多い。要するに老衰虚弱から人並の労働能力を有せざるので、仕方なく何日も臨時的であり、短時間の働きに就くもので、従つて其の收入が少ない、然も仕事がなく所得のない日には野宿で夜をすごすものがある。本調査に於ても、職業關係の上に人夫又は土方だと云ふものがあつても一人並の働きが出来得るものは少なく實は「立ちん坊」と看做すべきもので、其の孰れにするも生活の路に安定を缺き、その行方には何時も悲哀の波が沮まつてゐる。

(ロ) 自から商業又は其の他の營利に從事するもの、之は本調査の上に現はれたものと否らざる者とがある斯の如き業態にある者は大體に於て(一)下等遊藝人(二)辻ト賣り(三)赤本賣り(四)マツチ賣り(五)雜貨行商人(六)拾ひ屋などが主なるものである。

(一)の下等遊藝人は公園又は人出の多い盛り場に立ち、浪花節、義太夫、手品、その他の演藝によつて俗に云ふ投げ銭を貰ふのである、(二)の辻ト、赤本、マツチ等を賣るものは極めて少ない資本を用ひて商品を仕入れ往來の人々に賣るのである、然し辻ト賣りの如きは概ね夜になると諸方の小料理屋、飲食店、カフェー酒場等に立寄り其處に居る客に賣つける。要するに物賣りでも遊藝人でも其の行動を實際的に観れば乞食物貰ひに似たものではあるが、商品を鬻ぐのと又遊藝によるので、世の常の乞食物貰ひとは異なつてゐる。其處で斯る業態に在る者は「どやもの」と云つて概ね木質宿に泊るのである然しあづれて儲けのない日には「おかん」をするので、本調査に於ても別表に掲ぐるが如く物賣りの野宿を發見してゐる。

(ロ) の價值化の物品を拾得して利益を收めるものは次の如き類ひである。

之は俗に拾ひ屋のことを云ふ、此の拾ひ屋を分けると(一)バタヤ(二)ジミ(三)河原廻り(四)ヨナゲ

(五)ホリヤ 以上の種類である

(一)のバタは所謂屑拾ひで稼業に出るには竹籠と三寸格子の荷車を持つだけで紙屑、檻襷その他の廢棄物を拾ひに歩くのであるが「おかん」のバタヤには二種あつて其の一種は竹籠だけで三寸格子の荷車は輓いてゐない、之は毎夜に直る「おかん」常習者で全く住居の定まらないものである、即ち、拾つた屑物が籠に一杯となれば直ちに仕切屋に持込み金に換へる、然も仕切屋は一定しないで行當りバツたり都合次第で何處の仕切屋へでも賣拂ひ、かくして己れの都合の好き場所で野宿をするのである、更に一つの類ひはバタヤの集國地である足立區本木その他に於て、仕切屋の設くる俗に云ふ拾ひ子部屋に宿り、そうして其の仕切屋から荷車を借り稼ぎ場を拾ひ歩く、然るに拾つた屑物が荷車に一杯にならない日は拾ひ子部屋に歸らないで、便宜な處に荷車を置き廻り値打のある品物が落してあれば其れを拾つたもので、ジミと云ふのは拾ひ屋ではあるが特殊なもので、昔は此のジミ屋は人出の少ない早朝を覗つて拾ひに歩いたもので、即ち、夜明け間際に路面を眺めながら其處此處の街路を歩き廻り値打のある品物が落してあれば其れを拾つたもので、ジミと云ふのは地面を見て一生懸命に拾ひ歩くから地を見ると云ふ意味からであつた。處が、此の頃では朝早く出かけて落物専門の拾ひ屋ばかりでなく、主もに人出の多い公園を歩き廻はり眞の銀紙を拾つてゐる。

(三)の河原廻りと云ふのは塵芥溜じゆあつろなどが人家の裏口などを廻りて其處に棄てゝある炭の空俵を拾ふのである。然し今

では各家庭で燃料に瓦斯を用ゐるから空氣が少ないので此の河原廻りは専門的に稼いでも儲からない。

(四) ヨナゲ、之は溝だの流れ河に道入り笊を用ひて底泥をさられ金屬、硝子、ゴム、その他値打のある廢棄物を拾ひ上ぐる業である。

(五) ホリヤ、歐洲大戰の當時鐵類の拂底から新起に始まつた拾ひ屋で、郊外の寧地などを塵芥で埋立てた土地を覗ひ、其處を堀返して釘、金屑その他の金屬類だの又は價値ある物なら何んでも拾ひ取るのである。處で、ホリヤとヨナゲは各専門的ではなく機會と季節によつて交互的に營まれるが「おかん」のルンペソが専らに爲す拾ひ屋はバタヤと銀紙拾ひのジミである。

(一) の他人より金品の施與に依るもの、之は云ふまでもなく他人に依存して何處までも情けに縋り恵みに依つて生きやうとする乞食物貰ひである。此の乞食物貰ひに依るのは左の三つに分けて觀なければならぬ。

(イ) 「ダイガラ」又はヅケ貰ひであつてダイガラと云ふのは昨今殆んど影を失なつたが之は吉原その他の曲輪で遊客に供給した臺の物の喰ひ残りを貰つて飢を凌ぐもので現今では遊客の遊興振りが變化して臺の物は從となり、玉代本位になつたので随つて臺がらの出が少なくなり、宿ナシものが曲輪を徘徊しても残り物が手に道入らない、處が「ヅケ」なる殘物が多く出るやうになつたので宿ナシものの命ちは之で繼がれてゐる。「ヅケ」とは料理屋食堂、船屋等から出る客の喰ひ残し物のこととて之を生活の資料にあてる者がある。

ロ(「ツブ」又は「ケンタ」と唱へる現金専門の乞食である。此は社寺佛閣等參詣人の群がる場所とか又は行人の繁き盛り場にゐて、參詣人だの往來の人から一錢二錢の投げ錢を貰ふもので、此のケンタなる手段に依る乞食は一定の場所に居据つて物乞ひをするのであり「ツブ」と云ふのは一定の場所に居據らないで其處彼處と歩き廻はり、移動的に物乞ひをする輩らを云ふのである。

尙ほ以上の外に二種の物乞ひがある、其れは(イ)道ひ出し (ロ) 犯り出しの類ひである。

道ひ出しと云ふのは失業又は疾病云々に藉口して他人の家を訪づれ金品を貰ふのであり、犯り出しはマツチ或はタハシの如き品物を携へ見込みを附けた家を訪ひ物品販賣を口實に金錢を貰ふのである。隨て金を貰へば物品は概ねその儘もち歸へるのである。

(三) 犯罪又は不良行爲に依り生活の資料を得るもの。

(イ) 窃盜恐喝その他の犯罪に依るもの (ロ) 金錢強請を爲すもの等である。

浮浪者の犯罪と云へば主もに搔拂ひであつて、之等を犯すものは寺社の境内に於ける妻錢盜みとか又は諸方を徘徊しての搔拂ひであり、亦、特殊なものでは「ダイコロガシ」と唱へ(淺草その他の大公園で偶々醉漢がベンチに寝込むものに出来合ふと油斷に乗じて所持品を盗み取つたり、或は女ルンペソが生活苦から或は常習的に密賣淫を爲すもの「パクリ」と稱しエンコに流れ込む「新ぐれ」を見つけると(浮浪日數の未だ短かいもの)其れを脅迫して金品を捲き上げたり、又は「カセビリ」と唱へ、浮浪の街娼と共に謀して嫖客から詐欺的に或は恐喝的に金を捲き上げるなど、此のカセビリの如きも稀れには行はれるが、孰れにせよ不正直で質の良くないルンペソは未だに絶へない。

ニ 浮浪に陥る直前の職業

三百六拾三人の者が浮浪に陥らざる直前の職業は、之を大きく分類すると (一) 農業 (二) 水産業 (三) 金属、機械、紙工、印刷、織維、皮革、木竹類、裝飾品身の廻り品、土木建築、その他の工業に從事せる者がある。(四) 物品販賣業、旅館、料理屋、飲食店、浴場、等の商業に關係せるもの、(五) 通信業 (六) 交通業 (七) 公務及び自由業に關するもの (八) 家事に關するもの、(九) 其他の有業者 (一〇) 職業の無きもの等であり、

尙ほ更に之を小さく分類して見ると業態別は實に八拾四種に上る。而して此等浮浪者の中には前には熟練労働者として活動せる者も相當に多く、直前の職業として最も多きものは日傭人夫であつて全數に對する二割三分四厘に上り、次は各種熟練労働者の一割三分八厘、商店雇人の一割二分七厘、農作に從事せるもの一割二分に當る。此等は何れも比較的に多

いのであるが、曾て前に公務に従事せる官公吏は一人もなく、亦、會社銀行員事務員等のものなく、たゞ、官公衙の傭員であつたも七人と、記者代書人などの落魄せるもの三人を見るに過ぎない、之を往年の浮浪者調査と較ぶれば斯る知識階級のものが現に没落して、宿ナシに陥るが如きものは減少の有様を呈してゐる。茲に三百六拾三人の直前に於ける職業を表はせば次の如くである。

直前の職業

農業	水産業	工機械	金屬業	織維業	皮革業	木竹類
農業	植漁製鐵	鍛鍊	自動	シ	ミ	自製
農業	染印製	洗靴	轉動	職	工作	
農業	本車刷物	車本刷	車金	師鐵	鐵治	材具
四五	四六	四三	四四	四一	四二	三一
四五	四九	一三	四	五	三二	一二
業	並身の 裝飾品	建築業	土木	其の他 有業者	物品	る製造す
箱	袋	竹木	紙	工職官	立工職	洋服店員
駄物	下馬	左大	石馬	女職員	株屋店員	古着屋店員
籠	仕馬	馬	馬	職員	文房具外交	豆腐屋雇人
箱	馬	馬	馬	官員	外賣	員

五三三四四一

五二一一三二一一四三三一四二一一

一六

一一一四三〇一一一一一二二三一三二一一二六一四二

五

三三一一二一七一一二一一一三八一一一一一

三 四 二 一

不
明

二四

合計

四二

三六三

三 直前と現職業の比較

浮浪に陥る直前の職業は前表の如くであるが、扱て、浮浪者になつてから如何なる途に依つて生活の資料を得て居るであらう、之は云ふまでもなく浮浪に陥ると對人信用が薄弱となり、健康状態も不良の者が少なくないのでバタヤを稼ぐものが最も多く、前職は農業であつたもの、或は熟練労働者であつたもの、或は商業方面に働いたもの、嘗ては筋肉を力に日傭人夫を働いた體験者でも、流れ落ちての仕事はバタヤを稼ぐより外に途がないので三百六拾三人の中ではバタヤを稼ぐものは二二九人に上り、此の割合は六割三分四厘に當つてゐる。茲に直前の職業と今の職業を比較して見ると、以前よりも低級の業に就いてゐる。

茲に日傭人夫、農業、無職、職業不詳、食堂使用人、職工、商店員中の菓子屋、單に商店使用人と稱する者、鍛冶職、車夫馬丁、官公衙雇傭員、以上拾一種のものは何れもその種五人以上であるが、此等が浮浪に陥つてからバタヤを稼ぐ者の人數と比例を擧げて見やう。

直前の職業と人數	現にバタヤを稼ぐ人數		比例
	日 傭 人 夫	農 業	
日 働 人 夫 八五人	四九	二四	六九人
農 業 不 詳 六	一四	一三	二五
職 業 不 明 一四	九	八	五三・九
食 堂 使 用 人 八	八	五	三三・三
商 店 員 と 稱 す る も の 七	七	五	六四・〇
車 夫 馬 丁 八	八	五	六一・五
官 公 衙 雇 傭 員 七〇	七〇	五五・五	五五・五
		八七・五	八七・五
		四三・〇	四三・〇

菓子屋店員	六	四	六六・六
鍛冶職	六	二	三三・三
職業不明	一四	九	七〇・〇

三百六拾三人の中で生業なく乞食となれるもの拾九人を見る、此の乞食となれる者の直前の職業は左の如くである。
(一) 農業四人 (二) 袋物職から一人 (三) 無職から一人 (四) 製本職から一人 (五) ミシン職から一人 (六) 食堂使用人から一人 (七) 藝妓屋雇女一人 (八) 子守から一人 (一〇) 日傭人夫から三人 (一一) 浴夫一人 (一二) 無職から二人 (一三) 不明から二人、合せて乞食となるものは拾九人であるが、日傭人夫から陥つて浮浪となつた者に乞食をなす者の少ないのは注目に値ひする。

亦、女ルンペンで密賛満を爲し生活の資料を得てゐるのは、前に女工であつたもの一人と、子守であつたもの一人である。處で、女浮浪者二拾一人の中でも現に無職と云ふものが九人ある。バタヤでもなく、又乞食をなすでもなく、此の九人のものは如何なる所得行爲によつて生活の資料を得て居るか、疑問である。按するに此の女達も暗くて醜い業で生きるのであらう。

浮浪直前に無職であつた者が浮浪に陥つてからも之と云ふ生活の途はなく、矢張り無業の儘でブランクと日を過すものは二人にすぎない(直前に無職であつたもの二四人)然るに直前農業、熟練労働者、商店員、官公衙の雇傭員、日傭人夫、等々のもの三拾五人(女子を除く)は浮浪に陥つてから爲す業もなく、去りとて乞食になるでもなく、また、バタヤの仲間に這入るでもなく無爲徒食の状態にあるのであるが、之等は一體全帶如何にして生活の資料を得て居るであらう、頗る疑ひの餘地があつて怪しまずには居られない。

左に(一)前職業別 (二)性別 (三)現在の生活方式を表すことにする。

前職業と現職業

卷之三

三

比
合
男
不
乞
密
雜
辻
行
公
左
建
築
チ
夜
土
方
チ
ド
作
築
官
國

バ
經
土
方
及
ト
シ
テ
店
夜

卷建左公
作策官
手手手
除

傘行壯雜賓

乞不男女無

比率

農 植 木 屋 作
漁 植 木 屋 作
製鐵所職工 夫
染色職人
鍍金職工
袋物內職人
製材職人
下駄屋人
家 具 職 人

女男 女男

大 蔡 左 官 職 工
石屋職人 億治屋職人 箱製造業
靴星職人 瓦製造業 瓢籠職人
自轉車職工 印刷工 本職工
ミシン職工 製本職工

女男 女男

四六

メリヤス工場監督 職工 内女商店員 文房具外交員 古着屋店員 洋服屋店員 肉屋店員 食堂店員 仕立屋員 魚行員 商員 醬油屋店員 菜子屋店員 洗濯屋員

女男 女男

官公衙履員
寺
チンドン屋
男
行
代書業者
保險外交員
藝者屋雇人
中守夫職明計
女夫子日浴無不
•女
舍

四 地域別に依る職業と生活方法

五〇

芝區では芝公園と埋立地の高濱町に札の辻陸橋下と愛宕山の四箇處を調査して三拾八人の「おがん」を發見したが此の中に女は一人もゐない。芝公園で見出した拾八人の中で乞食でもない。去りて別段これと云ふ稼ぎもしないと云ふ生活の方法が無いもの四人を見るのである。之等は實際に云へば乞食に違ひない。之を除いた三拾四人の中には一人と雖も乞食とか無業と云ふが如き不生産的な者ではなく、何れもバタヤを稼いでゐて是れは他の調査地域では見られない實狀である。此のバタヤの稼ぎ場は附近の街々は勿論のこと遠くは目黒大崎から品川邊りを拾ひ歩いてゐる。

其も殷賑をきわめ夜になると灯の街に變はる新宿と此處に隣接せる淀橋區角筈一帶に涉り調査を行ふと、男拾七人に女が二人合せて拾九人の野宿を發見した。此の中でバタヤが拾二人、輕子が三人、人夫一人、左官手傳一人と、女の一人は乞食であり更に一人は浮浪に陥つてから日が短いので晝に途方に迷ふのみ未だ生活方法の決まらない哀れものである。此處で見出した一人の「おがん」は風變りの仕事をして飯代に有りついてゐる。其れは新宿の街に出る露店商人に使はれて露店のテント張りを手傳ふのである。

扱て、此の新宿の盛り場には晝夜に亘り道端の隅に居据り、俗に「ケンタ」と云ふ類ひの乞食がゐて往き來の人々から恵みの投げ錢を貰つてゐるが、此の「ケンタ」は新宿で野宿をしたり、旭町の木賃街に泊る輩らではなく反つて遠く離れた板橋方面から稼ぎに出て來る本當の職業的乞食であることが本調査によつて慥かめられた。

下谷區では車坂の省陸橋下から上野驛構内だの、又は冬の霜をよけるに相應しい上野地下鐵道の入口と、省線上野から御徒町を經て秋葉ヶ原驛までのガード下と、更に彼の廣くて大きい上野公園から本郷の一部にわたる地域には野宿が多いので、此の地域に臨むで調査をすると、男百三拾八人、女六人、合せて百四拾四人の所謂「おがん」を發見した。

此處で見出した者と其の生活方法を調べると六割三分強は（男八五人女三人）バタヤを稼ぐもので、次は俗に云ふ立ちん坊が八人、人夫と稱しても實は日毎に拾ひ仕事を覗ふ氣の毒な半端人足が七人、チンドン屋の手傳三人、公園の掃除手

傳ひと云つても之とて市の傭人ではなく、公園内で營まれる茶房だの割烹店に臨時で使はれ、其の家の廻りを掃除をして報酬に「ヅケ」を與へて貰ふもの三人と、上野廣小路の通りに店を出す露店商人に使はれてテント張りの手傳をするもの一人で、その他では何處に職場があるものが零製作の手傳と云ふもの一人であつて、乞食は割合に多く男拾二人女一人でつたり、又はその或者は暗い蔭で不良の手段で得た物で命ちを繼ぐ輩らであらう。亦、不明のものが四人ゐる。處で、此界限の「おかん」の生活方法は幾筋にか分れてゐて、其れが夜になると集まり野宿をするが此の邊りにどうして斯うもおかん」が多く群がるかと云へば、或る方面で嚴しく「おかん」を取締るので行端のない宿ナシは此の地域へ塘らを變へたのである。亦、更に一つには前に述べた通り上野町のパン屋で夜明け頃に屑パン一袋（二食分）をわづか三錢で廉賣するから其れを購めるには、パン屋近くのガード下で「おかん」をするのが便宜であらう。かうして此の地域を止り木に浮寝をする輩らも朝になると諸方にバラ／＼と散り行くのである。

大慈大悲の觀世音菩薩の靈場であり歡樂の境と謂はれる淺草公園と、淺草山谷の「どやまち」近くに在る玉姫公園に、尙ほ外に拾ヶ所の公園に臨むで調査を行ふと野宿は總べて男九拾七人女八人合せて百五人を發見した。此の中でバタヤが五割七分強に當り男女六拾人は宿ナシのバタヤであり、立ちん坊一人、人夫拾三人、露店のテント張り手傳が一人、建築手傳ひと唱へるもの二人、此處にも上野と同様に公園掃除の手傳が一人、技術労働者としての鑄掛屋が一人、行商四人乞食は割合に少なく男三人女一人であり、辻占賣りと雜役の各一人と、醜い業で生きてゐる密賣淫が一人であつて、生活方法のない者が却々に多く男女で拾五人に上り、之は云ふまでもなく乞食であり密かに笑ひの紐を解く女であり又は不良行為で日を過す輩らと看做してよい。此の浅草に集まる浮浪者はバタヤを稼ぐものでも又その他の者でも諸方を徘徊しても、そつまで遠くには行かない。其れは他の場所と異なり「ヅケ」の出るのは主に淺草であるから食糧需給の關係からどうしても此の園廻りを歩き巡わり、夜になると覗つた處で「おかん」をする。故に「おかん」の顔振れは殆んど同じ者で

ある。昔は淺草公園には浮浪者の團體が幾つもあつて、筆者の知る範圍でも、辨天組、仁王門組、被官組、銀杏組、江崎組、新公組、淡島組、大増組、幸隆寺組、吾妻ホテルと呼ぶ駒形組等かくの如く團體があつて、一つの團體には支配者格の團長がいて、その指圖によつて、豫ての繩張り内から「ヅケ」を貰ひ集め、斯くして各團體の者は食糧を得ていたもので、その團體の生活は全く相互扶助であつた。然るに時代の波は斯る團體を抑流して「エンコ」は美しく淨化されたが、然し曾ての相互的扶助の型は全く崩れないで、今以てわづかに残つてゐる。斯うした掛け合ひの綱は細くはなつてもまだ、斷絶されないので夜になると顔振れの同じ者が一つ場所に集まり「おかん」をすると云ふ有様で、随つて概ね淺草を離れて遠い方面には行かないで近くを徘徊するのである。

江東方面では俚俗富川町の「とやまち」に隣接せる本所區林町の中和公園と綠町、江東、業平、若宮、横川の各公園と省線ガード下に深川區では森下公園に富川町界限を調査地域に定めて調査を行ふと、發見した野宿は男五拾二人女五人合せて五拾七人である。此の邊りも野宿の約六割はバタヤで其の數は三拾五人である。次は人夫の拾人、チンドン屋手傳の二人、傘直し一人、辻占賣りが一人であつて、彼の乞食は少なく男女各一人づゝ、密賣笑婦が一人にして無業の者は男二人と女三人である。

此の江東方面に夜の時らを求める。バタヤは概ね豊間の稼ぎ場は日本橋と京橋方面の商賈が簾を連ねる商店街のゴミ箱を的に拾ひ歩くもので、亦、人夫は「どやまち」の街頭に朝早くから立ち、齧齧として一日の勞働を售らうとするもので何れにするも江東方面は上野淺草に較べると乞食をして生きやうとする者が割合に少ないのが特徴であらう。

とにする

(ム合ヲ部一ノ區川深) 区 所

五

三

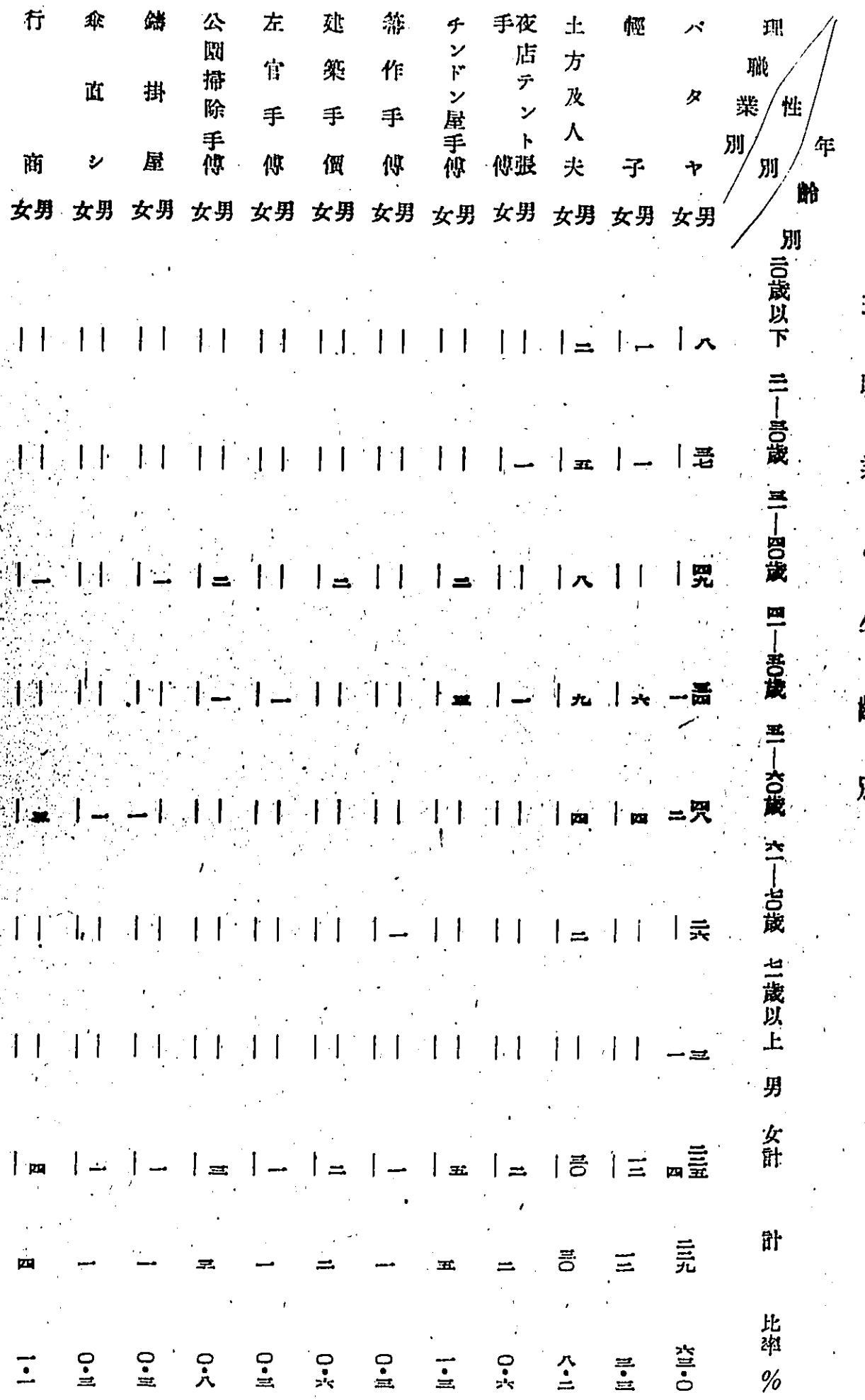
三

(ム含ヲ部一ノ區御木) 五 谷 下

五

五 現職業及生活方法與年齡別

更に年齢別に依り三百六拾三人の現在職業を見るに（一）二拾歳以下のもの拾七人の中ではバタヤを稼ぐもの八、輕子一土方人夫二、乞食一、無職五である。（二）二十一—三〇歳のもの五一人の中ではバタヤ三七、輕子一、土方人夫五、夜店テント張り手傳一、乞食二、無職四、不明一、（三）三一一四〇歳八三人の中ではバタヤ四九、土方人夫八、チンドン屋の手傳二、建築手傳二、公園掃除手傳二、鑄掛屋一、行商一、乞食三、無職一四、密賣淫一、（四）四一一五〇歳九〇人の中でバタヤ五五、輕子六、土方人夫九、夜店テント張手傳一、チンドン屋手傳三、左官手傳一、公園掃除手傳一、辻占賣り一、密賣淫一、乞食四、無職六、不明二、（五）五〇一一六〇歳七九人の中でバタヤ五〇、輕子四、土方人夫四、弁直し一、行商三、乞食六、無職一〇、不明一、（六）六一一七〇歳まで三四人の中で、バタヤ二六、土方人夫二、等作手傳一、雜役一、乞食一、無職三、（七）七一歳以上のもの九人にして此の中でバタヤ四、辻占賣り一、乞食一、無職二等である。處で、注目すべき問題は六拾一歳以上の老ひたる者とその生活方法であつて、之等老齡の者が宿るに家なく野宿で夜を徹するが如き酷い生活に陥つても、乞食をなすものは三人であり、何等の生業を有せざる者は五人であつて残りの三拾八人は、例へばバタヤとなり又は行商だの辻占賣りを營むでも稼ぎの途に就き餘生を保つてゐる。斯る老ひたる者の生活状態から推して觀ると老齡の窮民に對する養老事業の忽諸に附することの出來ない所以が判る。



五
八

		性別によつて見るに男は三百四拾一人である。之に對し労働登録の有無を調べると左の如くである。												
		有るもの					無いもの					計		
		有	無	き	も	の	有	無	き	も	の	有	無	
年齢別	二〇歳以下	二一歳	二六歳	三一歳	三六歳	四一歳	四六歳	五一歳	五六歳	六一歳	六六歳	七一歳	計	
登録の有無	以	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳	五五歳	六〇歳	六五歳	七〇歳以上	上	比率%	
有	一	一	三	六	四	二	二	一	三	一	三	九・五	九・五	
無	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	八九・二	八九・二	
明	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一・一〇	一・一〇	
不	計	三五	三三	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三四二	三四二	
計												一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							實數					
		性別によつて見るに男は三百四拾一人である。之に對し労働登録の有無を調べると左の如くである。							比例					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする							比率%					
		左に年齢別に依り登録の有無を表はすことにする												

第十二節 食物攝取狀態

前節に於て述ぶるが如く浮浪者に落ちても生業を有する者が多く、即ち、バタヤ、人夫、輕子、その他等合せて二百九拾四人に上り此の比例は八割一分に當る。此以外は乞食、密賣淫、無業、不明などを合せ六拾九人にして比例一割九分に當つてゐる。

然して生業を有する者と否らざる者とに就き、日常生活の上で重大なる關係を有する事柄は、彼の主食物と攝取の状態である。之は働きの途に就き居るものと否らざると、双方について調べると（一）有業者ではあるが收入の乏しい事情から貰ひ物で飢を凌ぐもの（二）有業者で貰ひ物に重きを置かず主として金錢を拂ひ攝取するもの（三）乞食その他の生業に就かない者で何處までも貰つた「ヅケ」を主食物に當てるもの（四）乞食又は無業ではあるが金を出して主食物を求むるもの、斯の如く貰ひ求めるもの物貰ひに依るもの、此の二つに分けると次の如き數が表はれる。

以上の如く六割一分弱に當る二二一人のものは買ひ求むるもの、三割二分五厘に當るものば贋ひ物で飢を凌ぐのである。